

事 務 連 絡
令 和 3 年 6 月 4 日

施術所 各位

群馬県国民健康保険団体連合会

療養費支給申請書の請求における被保険者証の「枝番」の取り
扱いについて

平素より本会の事業運営につきましては、御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、オンライン資格確認開始に伴い令和2年10月以降、保険者から「枝番」が記載された被保険者証が順次発行されておりますが、国民健康保険分に係る療養費支給申請書の請求については、国が示す療養費支給申請書の様式において被保険者記号・番号欄に「枝番」の記載を追加する改正が行われていないことから「枝番」を除いた被保険者記号・番号をご記載くださいますようお願いいたします。

〔担当：審査二課療養費係 櫻井〕
〔連絡先：027-290-1338〕